

20 内閣官房 非予算(特区・地域再生 検討要請)

提案事項 管理番号	具体的事業を実現するた めに必要な措置 (事項名)	措置の具体的内容	具体的事業の実施内容	提案理由	都道府県 名	提案主体名	制度の所管・ 関係官庁
1050030	国民保護法における水防 団の活用範囲の拡大	国民保護法で市町村の責務とされてい る「避難住民の誘導等」について、水防 団による実施を可能とする。	国民保護法第62条においては、武力攻撃事態等 の際に市町村の責務とされている「避難住民の誘導 等」について、それを実施する者として、当該市の職 員及び消防関係者と規定されている。 これについて市職員と消防関係者のみならず、水 防団も実施可能とすることにより、避難住民の誘導 等に関する体制強化を図る。	本市には約1,200人の消防団員に対し、これよりも多い1,600 人超の水防団員がおり、これらの団員を武力攻撃事態等の際 にも有効に活用することで地域住民の安全・安心の確保を図 りたい。 また、国民保護法で規定された業務を実施するためには、 本市では新たに数百人の消防団員の増員が必要となるが、 水防団の活用なくしてこれを確保することは以下の理由から 非常に困難である。 ①消・水防団員の確保には、地域の理解と協力の上に成り 立っているが、現在でも団員確保に苦労している。 ②地域の認識では、水防団と消防団は同じ目的を持った地域 の防災組織であり、水防団を活用しないことへの理解が得ら れない。 ③国民保護法における避難住民の誘導等の職務に関わる消 防団員は、機能別消防団員での対応も可能とされていること 等から、消防団員に限定しなくても水防団員で十分対応可能 と判断できる。〈別紙 提案理由書あり〉	岐阜県	岐阜市	総務省 国土交通省 内閣官房